

IV 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 外国税額の控除 (法69 ⑰⑳三・㉑㉒～㉓、法規30の5、改正法附則12)</p>	<p>○ 通算制度における外国税額控除制度について、次の見直しが行われました。</p> <p>イ 適用事業年度の当初申告税額控除額を税額控除額とみなす措置を適用しないことによってその適用事業年度に係る修正申告書の提出又は更正がされた後におけるその措置の適用については、原則として、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類に税額控除額として記載された金額を当初申告税額控除額とみなすこととされました。</p> <p>ロ 対象事業年度（以下のニの説明が行われた日の属するものに限り、）の期限内申告書に添付された書類にその対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額及びその計算の根拠が以下のニの説明の内容と異なる場合には、その対象事業年度の当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす措置を適用しないこととされました。</p> <p>ハ 対象事業年度の当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす措置を適用しないことによってその対象事業年度に係る修正申告書の提出又は更正がされた後におけるその措置の適用については、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類に税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなすこととされました。</p> <p>ニ 法人税に関する調査を行った結果、通算法人（通算法人であった内国法人を含みます。以下同じです。）の各事業年度（確定申告書の提出期限が到来していないものに限り、）において税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額に係る調整措置を適用すべきと認める場合には、国税庁等の当該職員は、その通算法人に対し、その調査結果の内容（その措置を適用すべきと認めた金額及びその理由を含みます。）を説明するものとされました。</p> <p>ホ 質問検査等を行った通算法人について税務代理人がある場合において、その通算法人の同意があるときは、通算法人への上記ニの説明に代えて、税務代理人へ説明を行うことができることとされました。</p>	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p>
<p>(2) 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置の見直し (法令119の3⑩二、改正法令附則6⑤)</p>	<p>○ 適用除外要件（特定支配日利益剰余金額要件）の判定において、子法人の対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度（以下「直前事業年度」といいます。）終了の日の翌日から対象配当等の額を受ける直前の時までの期間内にその子法人の利益剰余金の額が増加した場合に、その翌日からその対象配当等を受ける時までの期間内に受ける配当等の額に係る基準時のいずれかがその翌日以後であるときは、対象配当等を受ける直前の子法人の利益剰余金の額から直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額等を証する書類の保存を要件として、直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額に期中に増加した利益剰余金の額として計算した金額を加算することができることとされました。また、その加算を行った場合には、特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額についても、同様に期中に増加した利益剰余金の額として計算した金額を加算することとされました。</p>	<p>令2.4.1以後に開始した事業年度において受ける対象配当等の額について適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法令119の3④、改正法令附則6⑤)	<p>○ 適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた本制度の回避を防止するための措置等について、次のいずれかに該当する場合には適用しないこととされました。</p> <p>イ 対象配当等の額に係る基準時以前10年以内に子法人との間にその子法人による特定支配関係があった法人（以下「孫法人等」といいます。）の全てがその設立の時からその基準時（その基準時前に特定支配関係を有しなくなった孫法人等にあつては、最後に特定支配関係を有しなくなった時の直前をいいます。）まで継続してその子法人との間にその子法人による特定支配関係がある法人（以下イにおいて「継続関係法人」といいます。）である場合（その子法人又はその孫法人等を合併法人とする合併で、継続関係法人でない法人を被合併法人とするものが行われていた場合等を除きます。）</p> <p>ロ 次のいずれにも該当する場合</p> <p>(イ) その親法人と孫法人との間に、その孫法人の設立の時からその孫法人から子法人に支払う配当等の額に係る基準時まで継続して親法人による特定支配関係がある場合</p> <p>(ロ) その基準時以前10年以内にその孫法人との間にその孫法人による特定支配関係があった法人（以下「ひ孫法人等」といいます。）の全てがその設立の時からその基準時（その基準時前に特定支配関係を有しなくなったひ孫法人等にあつては、最後に特定支配関係を有しなくなった時の直前をいいます。）まで継続してその孫法人との間にその孫法人による特定支配関係がある法人（以下ロにおいて「継続関係法人」といいます。）である場合（その孫法人又はそのひ孫法人等を合併法人とする合併で、継続関係法人でない法人を被合併法人とするものが行われていた場合等を除きます。）</p> <p>適用に当たっての注意点</p> <p>今回の改正については、過去に遡って適用されます。</p> <p>既に行った申告に次の誤りがあると認められることとなった場合には、更正の請求の手續により更正を求めることができます（通法23）。</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含みます。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含みます。）。</p> <p>(注) 更正の請求には、請求の理由の基礎となる事実を証明する書類の添付が必要です。</p>	同上
(3) 国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得（法令145の3②）	○ 金融商品取引法に規定する外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得が、国外源泉所得である国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得に含まれないことが明確化されました。	—
(4) 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（法令177②二）	○ 金融商品取引法に規定する市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得が、国内源泉所得である国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得に含まれないことが明確化されました。	—
(5) 対象純支払利子等に係る課税の特例（措法66の5の2⑧～⑩、旧措法66の5の3⑤、改正法附則39）	○ 外国法人の法人税の課税対象とされる次に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額が本制度の適用対象に追加されました。	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(6) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例 (措令39の14の3①一、措規22の11①～⑤、改正措令附則19)</p>	<p>○ 特定外国関係会社等の判定における保険委託者特例に関する「一の保険会社等」及び「その一の保険会社等との間に特定資本関係のある保険会社等（内国法人で保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に該当するものをいいます。以下同じです。）」によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社である旨の要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 「一の保険会社等」の範囲に保険会社等に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている内国法人（保険会社等を除きます。以下「判定対象内国法人」といいます。）で、次に掲げる要件の全てを満たすものが追加されました。</p> <p>(イ) 判定対象内国法人が、専ら判定対象内国法人等（その保険会社等並びにその判定対象内国法人及びその保険会社等に係る他の判定対象内国法人をいいます。）によってその発行済株式等の50%超を直接又は間接に保有されている保険業又はこれに関連する事業を主たる事業とする外国関係会社（その判定対象内国法人によってその発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有されているものに限りません。以下同じです。）の経営管理及びその附帯業務を行っていること。</p> <p>(ロ) その保険会社等に係る他の判定対象内国法人（外国関係会社の発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有するものに限りません。以下同じです。）が、専らその外国関係会社の経営管理及びその附帯業務を行っていること。</p> <p>ロ 「その一の保険会社等との間に特定資本関係のある保険会社等」の範囲に保険会社等に係る他の判定対象内国法人で、専ら外国関係会社の経営管理及びその附帯業務を行っているものが追加されました。</p>	<p>外国関係会社の令4.4.1以後に開始する事業年度に係る適用対象金額等について適用され、外国関係会社の同日前に開始した事業年度に係る適用対象金額等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(7) 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例 (旧措法67の16の2、旧措令39の33の3、旧措規22の19の3の2、改正法附則49)</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>外国法人の令4.1.1前に開始した事業年度の国内源泉所得については、従来どおり適用されます。</p>